

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和2年6月23日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和2年6月23日(火) 午前 9時58分 開会
午前10時37分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	福住礼子	副委員長	弘 豊	委員	森西 正
委員	檜村一臣	委員	香川良平	委員	光好博幸
議長	村上英明	副議長	増永和起		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 溝口哲也
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 速水知沙
同局書記 織田裕太

1. 案件

- ・令和2年度摂津市一般会計補正予算(第5号)
- ・特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ・訴えの提訴の件

(午前9時58分 開会)

○福住礼子委員長 おはようございます。ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。本日は、本会議を控えまして大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。

さて、令和2年第2回摂津市議会定例会におきまして、当初発送いたしました議案提出以外に、追加で議案提出させていただきたいと思っております。

度重なる追加議案で、皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

今回、国の一般会計補正予算（第2号）に関連いたしました摂津市一般会計補正予算案件と、大変ご迷惑をおかけいたしました問題の訴えの提起の件、特別職の給与月額減額の条例改正となっております。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○福住礼子委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は光好委員を指名します。

それでは、追加議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和2年第2回摂津市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第70号は、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第5号）でございます。

本件は、6月12日に成立しました、国の補正予算（第2号）に伴う新型コロナウイルス感染症対策関係経費のうち、早急な対応が必要となる事業の予算を計上するもので、現計予算額473億8,563万2,000円に補正額1億8,008万2,000円を追加し、補正後予算額を475億6,571万4,000円とするものでございます。

その内容は、低所得のひとり親世帯への追加的な給付や学校再開に伴う感染症対策に要する経費などでございます。

次に、議案第71号は特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市長及び副市長の給料の減額を行うため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、令和2年7月1日から同年9月30日までの間における市長及び副市長の給料月額について、市長にあっては100分の30、副市長にあっては100分の20に相当する額を減額することとするものでございます。

なお、施行日は令和2年7月1日といたしております。

最後に、議案第72号は訴えの提起の件でございます。

本件は、市民税・府民税の過大還付に係る不当利得の返還請求について、大阪地方裁判所に訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提訴の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提訴の趣旨につきましては、相手方に対し、平成30年度市民税・府民税の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除不足額、

いわゆる還付額でございますが、このうち、不当利得に当たる返還金1,502万円及びこれに対する令和元年12月3日から完済までの摂津市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例第4条に規定する割合による延滞金の支払いを求めらるるものでございます。

訴訟遂行の方針といたしましては、弁護士を訴訟代理人に選任し訴訟を遂行することとし、訴訟において請求は容認されなるときは上訴することとしております。

また、相手方から本市に請求に応じる旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は和解することといたしております。

以上、令和2年第2回定例会追加提案案件の概略説明とさせていただきます。

○福住礼子委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

香川委員。

○香川良平委員 おはようございます。

議案第71号について質問させていただきます。

市長及び副市長の報酬の減額、さらに1割ということで、ここについて聞きたいんですけど、さらに追加で1割減額する根拠について、どのようにお考えになって1割プラスで削減することになったのかという経緯をちょっと教えていただきたいなと思います。

○福住礼子委員長 副市長。

○奥村副市長 過去の経過についてはいろんな場所のところで経過説明をさせていただきました。

本来は、摂津市はミスによって相手方にご迷惑をおかけいたしました。これは心からおわび申し上げたいと思います。

それを、要は今までの部分で、市長、そ

れから私は職責上どういう責任を取るのかということで、市長といろいろと協議させていただきました。

この数字の根拠というのはなかなかはっきりと言えませんけれども、せめて1割カットということが望ましいのではないかとということで、市長と協議の上で提案させていただきましたところでございます。

○福住礼子委員長 ほかに。

香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

数字の根拠がないということで、責任を取るという形の意味も込めて追加で減額するという認識をいたしました。

もう一点いいですか。

○福住礼子委員長 はい、どうぞ香川委員。

○香川良平委員 議案第72号についても教えていただきたいと思っております。

訴訟に踏み切る方向だということで、これ、議案が承認されるのが26日というふうな認識なんですけど、議案が通った時点には訴訟に動くということですけども、どのようなスケジュールを考えているのかという部分を教えていただきたいなと思います。

○福住礼子委員長 総務部長。

○山口総務部長 訴えの提起、提訴までのスケジュールということでございますけれども、これは、本市の顧問弁護士事務所でございます宮崎綜合法律事務所との相談にもよるんですけども、今回、追加議案で訴えの提起の議決を求める議案を出すということについてはお伝えをしております、あちら様のほうでも一定の用意はしていただいているとは思っています。

この発覚以来ですね、事あるごとに相談しながら、助言を頂きながら進めてまいりましたので、詳細は把握をしていただい

いるとは思いますが、やはり提訴となりますと一定の訴状の作成ということが出てまいりますので、それに1か月余りはかかるのではないかと。

具体的にいつということは聞いておりませんが、長時間かかるというふうには聞いております。

ただ、この春先からの新型コロナウイルス感染症の蔓延によりましてですね、なかなか裁判のほうも予定どおりにちょっと動いていないというふうなことも聞いておりますので、あわせて、期間が実際の事件番号がついて審議、裁判が始まるまではしばらく時間がかかるかなというふうには思っております。

以上です。

○福住礼子委員長 香川委員、よろしいですか。

○香川良平委員 はい。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 では、以上で質問を終わります。

理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時 7分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○福住礼子委員長 議会運営委員会を再開いたします

一般質問の質問者ごとの割当て時間について、既に大阪維新の会、改革クラブ、民主市民連合については割当て時間が確定していますので、そのほかの会派の発表をお願いいたします。

一覧表の順で、自民党・市民の会からお願いをいたします。

○光好博幸委員 18分ずつでお願いいたします。

○福住礼子委員長 日本共産党。

○弘豊委員 野口議員が20分、弘が12分、安藤議員は16分です。

○福住礼子委員長 公明党は水谷議員が15分、福住が15分、藤浦議員が18分、南野議員が12分でございます。

事務局から確認をお願いいたします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、令和2年第2回定例会における一般質問の割当て時間について確認させていただきます。

大阪維新の会、香川議員24分、改革クラブ、渡辺議員12分、森西議員12分、公明党、水谷議員15分、福住議員15分、藤浦議員18分、南野議員12分、自民党・市民の会、松本議員18分、光好議員18分、日本共産党、野口議員20分、弘議員12分、安藤議員16分、民主市民連合、檜村議員24分、以上でございます。

○福住礼子委員長 次に、追加議案及び意見書の議事日程扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、追加議案及び議会議案の上程に関わりまして、6月26日の議事日程について説明申し上げます。

この日につきましては、日程1、一般質問に続きまして、日程2、議案第37号など16件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。

この16件を採決グループごとにまとめるように順序を並べ替えて備考欄に採決の方法を記入いたします。

先ほどの協議会での態度表明を基に整

理いたしますと、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第56号、議案第57号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号及び議案第68号が一括簡易採決、議案第58号及び議案第59号が一括起立採決でございます。

日程3が、6月22日に提出されました追加議案の議案第70号など3件で、一括上程し、即決でございます。

日程4が、本日上程が決まりました意見書案でございます。一括上程の上、即決でございます。

採決グループごとに申し上げますと、議會議案第7号及び議會議案第8号は一括簡易採決、議會議案第9号が起立採決と備考欄に記載いたします。

以上でございます。

○福住礼子委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 異議ないようですので、そのように決定します。

次に、議会運営委員会での検討課題についてです。

1月28日から29日に実施いたしました議会運営委員会での行政視察において、視察項目でありました議員間討議、通年議会及び議会説明会報告会につきましては、3月25日の本委員会で各会派よりご意見を発表いただき、通年議会については見送りとさせていただきます。

また、議員間討議及び議会説明会、議会説明会報告会につきましては、見送るべきとのご意見が多かったものの、各市で様々な取り組み方があること、報告会ではなく、

意見交換会という報告もあることなどご意見を頂いたため、再度、各会派へ持ち帰りとさせていただきます。

つきましては、この2項目について、本市議会として実施を検討していくべきかを協議させていただきたいと考えておりますので、26日の本委員会で、皆さんから改めてご意見をお聞きし、検討すべきかどうかを決めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 それでは、そのように決定をいたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午前10時37分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 福住礼子

議会運営委員 光好博幸